

事務連絡  
平成21年10月6日

社団法人日本医師会 御中

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策  
推進本部事務局

新型インフルエンザワクチン接種に係る医療機関  
との委託契約について

新型インフルエンザ対策の推進について日頃よりご支援ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり各都道府県感染症担当課あて通知しましたので、貴会におかれても、都道府県医師会及び郡市医師会に周知及び指導方よろしくお願いいたします。

事務連絡  
平成21年10月6日

各都道府県感染症担当課 御中

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策  
推進本部事務局

新型インフルエンザワクチン接種に係る医療機関  
との委託契約について

新型インフルエンザ対策の推進について日頃よりご支援ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、都道府県におかれては、都道府県医師会及び管下市町村に対して下記の事項について周知を行い、速やかに受託医療機関のとりまとめが行われるよう指導方よろしくお願いいたします。

併せて、(社)日本医師会に対しても協力方依頼しておりますので、申し添えます。

記

- 1 都道府県医師会に対し、別紙1により、以下をお伝え願いたい。
  - (1) 市町村から郡市医師会に対し、当該郡市医師会加入の医療機関のうち、新型インフルエンザのワクチンを接種する医療機関の把握（委任状のとりまとめ）が依頼されていること。
  - (2) 郡市医師会から、都道府県医師会に対し、上記のとりまとめた医療機関のリスト及び各医療機関からの委任状が送付されるので、これらの医療機関を代理して都道府県医師会（長）名で契約書に記名・捺印し、同リストを契約書の添付した上で、地方厚生局に送付されたいこと。
- 2 管下市町村に対し、別紙2により、以下をお伝え願いたい。

(1) 郡市医師会に対し、保健所（都道府県が設置するものに限る）と連携して、別紙3により、厚生労働省から郡市医師会に対する以下の依頼を伝達されたいこと

ア 医師会に加入している医療機関のうち、新型のワクチンを接種する希望する医療機関を把握し、都道府県が設定した優先接種対象者等の接種開始時期までに、当該医療機関から別紙様式の委任状を取ること。

イ 委任状を提出した医療機関名のリストを作成し、委任状とともに都道府県医師会に送付すること。

(2) 郡市医師会に加入していない医療機関で新型インフルエンザのワクチンの接種を希望する医療機関について、都道府県が設定した優先接種対象者等の接種開始時期までに、当該医療機関から代表者名を記名・捺印した契約書を取り、当該契約書を地方厚生局に送付すること。併せて、契約書を提出した医療機関名のリストを都道府県に送付すること。

(注)

・今回は、ワクチンの接種まで時間的な余裕がないことから、郡市医師会が医療機関から委任状を受理したとき、及び市町村が医療機関から契約書を受理したときなど、当該医療機関が受託医療機関となる意思が示されたときとみなせる時点から、今回の事業によるワクチン接種を開始して差し支えないものとして取り扱うものとする予定。

・郡市医師会や市町村に正式の委任状や契約書が送付されていなくとも、受託を希望する医療機関名が順次判明した時は、都道府県は、郡市医師会及び市町村から速やかに連絡を受けよう取り計らわれたいこと。（ワクチンを速やかに受託医療機関に届けるためには、都道府県を通じて、ワクチン卸業者に受託医療機関名を予め報告する必要がある、都道府県において速やかな把握が不可欠※）

※ 最初の接種に間に合うようワクチンの納入を希望する医療機関は、その接種のおよそ10日前までに、都道府県に受託医療機関になる旨を登録する必要がある。

また、都道府県は、受託医療機関の登録及びワクチンの供給の予定等について、市町村及び郡市医師会に周知されたい。

別紙1（都道府県から都道府県医師会に依頼する際に使用する文書）

各 都道府県医師会 御中

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策  
推進本部事務局

新型インフルエンザのワクチン接種体制に確保に係る依頼

今般、新型インフルエンザワクチンの接種については、国を実施主体とする公的接種として実施するため、国と新型インフルエンザワクチンを接種する医療機関がワクチンの接種に関して委託契約を締結することとなっています。速やかな契約締結のため、都道府県医師会におかれては、下記の事務をお願いしたいと存じます。

なお、郡市医師会に対しては、市町村より、別紙3により事務の依頼が行われることとなっておりますが、都道府県医師会からも郡市医師会のとりまとめの状況について速やかにご確認いただければ幸いです。

記

管下の各郡市医師会において、それぞれまとめられる新型インフルエンザの接種を希望する医療機関のリストをとりまとめ、これらの医療機関を代理して、委託契約書に代表者（都道府県医師会長）を記名・捺印の上、地方厚生局に送付されたいこと。

別紙2 (都道府県から市町村に連絡する際に使用する文書)

各 市町村担当官 殿

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策  
推進本部事務局

新型インフルエンザワクチンの接種に関する依頼事項

今般、新型インフルエンザワクチンの接種については、国を実施主体とする公的接種として実施するため、国と新型インフルエンザワクチンを接種する医療機関がワクチンの接種に関して委託契約を締結することとなっています。速やかな契約締結のため、市町村におかれては、下記について速やかにご対応いただけるようお願いいたします。

記

- 1 郡市医師会に対し、保健所（都道府県が設置するものに限る）と連携して、別紙3により、厚生労働省から郡市医師会に対する以下の依頼を伝達されたいこと
  - (1) 貴医師会に加入している医療機関のうち新型ワクチンの接種を希望する医療機関をとりまとめ、都道府県が設定した優先接種対象者等の接種開始時期までに、当該医療機関から別添様式の委任状を取ることに。
  - (2) 委任状を提出した医療機関名のリストを作成し、委任状と併せて都道府県医師会に送付すること。
- 2 郡市医師会に加入していない医療機関で新型インフルエンザのワクチンの接種を希望する医療機関について、都道府県が設定した優先接種対象者等の接種開始時期までに、当該医療機関から代表者名を記名・捺印した契約書を取り、当該契約書を地方厚生局に送付すること。併せて、契約書を提出した医療機関のリスト作成し、都道府県に送付すること。

(注)

- ・今回は、ワクチンの接種開始まで時間的な余裕がないことから、市町村が医療機関から契約書を受領したときなど、当該医療機関が受託医療機関となる意思が示されたとみなせる時点から、今回の事業によるワクチン接種を開始して差し支えないものと取り扱うものとする予定。
- ・郡市医師会や市長村に正式の委任状や契約書が送付されていなくとも、受託を希望する医療機関名が判明した時は、市町村は、都道府県に速やかに報告されたいこと。（ワクチンを速やかに受託医療機関に届けるためには、都道府県を通じて、ワクチン卸業者に受託医療機関名を予め登録する必要がある、都道府県における速やかな把握が不可欠。）

別紙3（市町村から都市医師会に依頼する際に使用する文書）

各 都市医師会 御中

厚生労働省  
新型インフルエンザ対策  
推進本部事務局

新型インフルエンザワクチンの接種に関する依頼事項

今般、新型インフルエンザワクチンの接種については、国を実施主体とする公的接種として実施するため、国と新型インフルエンザワクチンを接種する医療機関がワクチンの接種に関して委託契約を締結することとなっています。速やかな契約締結のため、都市医師会におかれては、下記の事務をお願いしたいと思います。

記

- 1 貴医師会に加入している医療機関のうち、新型ワクチンの接種を希望する医療機関をとりまとめ、都道府県が設定した優先接種対象者等の接種開始時期までに、当該医療機関から別紙様式の委任状を取ることに。
- 2 委任状を提出した医療機関名のリストを作成し、各医療機関から提出された委任状と併せて都道府県医師会に送付すること。

（注）

- ・この場合、都市医師会が医療機関から委任状を受理したときなど、当該医療機関が受託医療機関となる意思が示されたときとみなせる時点から、今回の事業によるワクチン接種を開始して差し支えないものとする取り扱いとする予定。
- ・正式の委任状が送付されていなくとも、受託を希望する医療機関名が判明した時は、都市医師会は、都道府県に速やかに報告されたいこと。（ワクチンを速やかに受託医療機関に届けるためには、都道府県を通じて、ワクチン卸業者に受託医療機関名を予め登録する必要がある、都道府県における速やかな把握が不可欠。）